

(案)

## 委託業務特記仕様書

委託業務名：令和3年度第4回パーソントリップ調査・検討業務

履行場所：沖縄本島内

履行期間：契約日～令和4年3月31日（概ね170日間を想定）

### 1 業務目的

本業務は、前年度まで実施した業務の検討を踏まえ、令和4年度に予定している沖縄本島における第4回パーソントリップ（以下PTという。）本体調査等調査票の詳細検討及び調査システムの作成、事前調査となる「感染を踏まえた交通行動調査」を行うものである。

### 2 業務実施

本業務は、特記仕様書のほか土木設計業務等共通仕様書（令和2年9月沖縄県土木建築部）、測量業務共通仕様書（令和2年9月沖縄県土木建築部）、契約書、設計書、質問回答書及び関係参考図書に基づき実施しなければならない。

### 3 業務内容

#### （1）業務計画準備

- ・ 本業務実施にあたり、本業務に必要な人員体制、作業工程及び全体計画の立案を行い、実施計画書として提出するものとする。

#### （2）前年度業務検討事項の精査

- ・ 前年度業務（令和3年6月30日完了予定）で検討した以下の事項について不足等がないか精査を行う。
  - ①計画・政策課題の設定
  - ②PT調査体系、手法、内容等
  - ③解析・評価方法等
  - ④令和3年度調査内容

#### （3）PT調査票・調査システム等の検討、作成

- ・ 他都市圏PT調査の実施状況や、（2）、（4）、（5）、（6）の調査結果、委員会等の議論を踏まえて、令和4年度に予定しているPT本体調査及び付帯調査の調査票及び調査システムの検討、作成を行う。

(案)

#### (4) 感染症を踏まえた交通行動調査の実施

- ・ 都市における感染症拡大を最小限に抑える交通のあり方等の検討に向けて、「新しい生活様式」による行動変化や、課題、ニーズ等の把握等の調査を行う。  
※web モニターアンケート調査（目標 1,600 サンプル取得）及び、企業への調査票配布（商工会議所等を通して依頼）を想定。  
※調査内容は R2 業務で検討済。
- ・ また、新型コロナウイルス感染拡大時（外出自粛時）等の交通実態変化に係る情報収集（ビッグデータ分析事例等（データ購入は想定していない））を行う。

#### (5) 調査結果集計・その他データ等整理

- ・ 上記（4）の調査結果を集計、整理し、とりまとめて考察を行う。

#### (6) P T 調査検討委員会等の設置、運営

- ・ 調査の実施に向けて、発注者（以下「甲」という。）が実施したワーキンググループでの検討内容の確認、提言等を行うために国、県、関係市町村、有識者等からなる「第4回沖縄PT調査検討委員会（仮称）」を設置し調査内容等の決定を行う。開催は1回を予定。
- ・ 委員会に係る会場使用料、委員への謝金、旅費等の支払いは甲にて行う。

#### (7) 報告書作成

- ・ 上記検討結果等について、甲と調整のうえ報告書として取りまとめる。

#### (8) 打合せ協議

- ・ 任務の円滑な遂行のために、業務着手時・業務完了時及び主要な区切りにおいて、打ち合わせ協議を行うものとする。協議は5回以上行うこととし、第1回及び成果品納品時には、管理技術者が同席するものとする。

### 4 業務遂行における手続き

本業務の実施にあたり、関係官公署等に対する必要な諸手続きのうち、甲の行うべき手続き以外は、受注者（以下「乙」という。）の費用及び責任において処理しなければならない。

### 5 管理技術者及び照査技術者の届け出

- (1) 乙は、契約書の規定に基づき、管理技術者及び照査技術者を選任するとともに、着手とあわせて甲に届け出なければならない。なお、管理技術者は、照査技術者と兼任はできないものとする。
- (2) 乙は、本業務の契約締結時において、直接的な雇用関係があるものを管理技術者として選任することとし、雇用関係を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に甲に提示するものとする。

(案)

- (3) 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うものとし、技術士（総合技術管理部門「建設部門」若しくは、建設部門「都市及び地方計画」）の有資格者でなければならない。
- (4) 甲は、本業務の実施にあたり管理技術者の対応が不相当であると認めた場合は、甲乙協議の上、変更できるものとする。
- (5) 照査技術者は、本業務の成果物等の内容について技術上の照査を行うものとし、技術士（建設部門）またはRCCMの有資格者を配置するものとする。
- (6) 照査技術者は、照査報告書及び各種検討書等の必要に応じた資料を作成し、甲に照査状況を報告するものとする。
- (7) 管理技術者と合わせて、管理補助技術者を配置する場合、上記管理技術者の要件と同じ要件とする。
- (8) 管理補助技術者を配置した場合は、担当技術者として業務に配置し、テクリスへ登録するものとする。
- (9) 管理補助技術者を配置した場合は、業務打ち合せ時に管理技術者と同席するものとする。
- (10) 管理補助技術者を配置した場合は、業務計画書に若手育成計画について記載するものとする。

## 6 業務計画・打合せ協議

- (1) 甲は、本業務の実施にあたり調査職員を配置するものとする。
- (2) 乙は、計画的な業務遂行及び成果物の品質保持のため、本業務の実施にあたり、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。
- (3) 乙は、業務計画書に節目ごとの作業手法や貸与物一覧の記載、業務実施体制を明記するとともに、照査時期を明記した実施工程表を作成するものとする。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり、調査職員と密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、承認を受けるものとする。
- (5) 打合せはオンラインを原則とする。なお、オンラインの仕様については甲、乙協議のうえ決定する。なお、対面による打ち合わせ協議が必要な場合は、事前に旅費交通費の取扱いについて甲と調整すること。

## 7 進捗状況の報告

乙は、甲に作業内容及び進捗状況について随時報告することとし、甲は必要に応じて作業内容及び進捗状況等について乙に関係資料の提出を求めることができるものとする。

(案)

## 8 情報セキュリティシステムの構築及び維持管理体制

乙は、本業務の実施にあたり、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、甲の情報資産の安全性を確保するために必要な義務と責任を果たすため、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立し、甲に報告するものとする。

## 9 守秘義務

乙は、業務上知りえた情報について、甲の承認を得ずに第三者へ漏らしてはならない。

## 10 損害の負担

乙は、本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、甲に報告するとともに、自己の費用と責任で解決するものとする。

## 11 完了検査等

- (1) 乙は、本業務完了後、速やかに成果物を甲に提出し、完了検査を受けなければならない。
- (2) 乙は、完了検査に際し、あらかじめ管理技術者立会いのもとで成果物及びその他関係資料を備えておかなければならない。
- (3) 甲は、本業務の実施途中において、中間段階における成果の報告を求めることができるものとする。

## 12 訂正・補足箇所の修正

乙は、本業務完了後に乙の過失または粗漏に起因する成果物の不良箇所が発見された場合は、必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を乙の負担において実施しなければならない。

## 13 業務カルテの作成及び登録

乙は、契約時等において、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員に確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

## 14 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じた場合、または明記していない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

## 15 成果品の提出

本業務の業務内容を取りまとめ以下の成果品を提出するものとする。

① 業務報告書	30部
② 業務報告書概要版	30部
③ 上記①、②の電子データ	1部
④ その他調査職員が指示するもの	必要部数

## 16 成果物等の帰属及び管理

- (1) 成果物及びその他資料は、すべて甲に帰属するとともに甲が管理するものとし、乙が成果物等を公表又は利用しようとする場合は、甲の承諾を得なければならない。
- (2) 照査技術者は、成果物の提出前にその成果を充分照査するとともに、甲に照査した結果を書面で報告しなければならない。

## 17 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や関係機関等との連絡調整業務

### (2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、乙が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

(案)

<再委託により履行することのできる業務の範囲>

- ・複写・印刷・製本
- ・その他単純作業的な業務であって容易かつ簡易なもの
- ・調査システムの構築等に係る業務